

平成21年12月21日
東北経済産業局

一般ガス供給約款変更認可の概要
(のしろエネルギーサービス株の料金改定等について)

東北経済産業局は、本日、のしろエネルギーサービス株式会社から、平成21年9月28日付けで申請のあった、総原価見直しに伴う供給約款変更の認可を行いました。
変更内容については、平成22年1月1日から実施される予定です。

1. 変更認可の主な内容

料金の改定率：3.61% (小口部門原価)
3.85% (供給約款原価)

(1) 小口部門平均単価 (単位：円/m³ (消費税抜き))

現行料金	認可料金	改定率
277.72	287.75	3.61%

注) 小口部門とは、年間10万m³以上(46MJ/m³換算)使用の大口部門の需要家を除いたものです。

(2) 供給約款平均単価 (単位：円/m³ (消費税抜き))

現行料金	認可料金	改定率
278.54	289.25	3.85%

注) 供給約款とは、小口部門から選択約款(工業用・空調用等の比較的大規模使用)の需要家を除いたもので、主に家庭用です。

(3) 標準家庭のガス料金支払額(月額)の比較 (消費税抜き)

平均使用量 (m ³ /月)	現行料金 (円/月)	認可料金 (円/月)	増減額 (円/月)
10	3,599	3,716	117

注) 供給熱量は、1m³当たり50MJ(11,900kcal)です。

標準家庭の平均使用量は、事業者の平均使用量実績(平成13~17年の5年平均)です。

2. 改定の経緯 (のしろエネルギーサービス株は、原料購入先との契約内容の見直しにより平成22年1月1日から購入ガスの価格体系を変更するとともに原料費調整制度を導入するため、料金原価の見直しを行ったもの。当局としては、申請受理後、一般ガス事業供給約款料金審査要領等に基づき、申請があった原材料費や労務費等の原価項目について審査を実施した。)

3. 公聴会での主な意見 意見陳述の届出がなかったため、平成21年11月13日に能代市内で開催予定だった公聴会は開催しませんでした。

4. 実施日 平成22年1月1日(原料費調整制度は、2月検針分のガス料金から適用)

[問い合わせ先]

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 小野 長三郎
担当者：渡邊、谷尻
022-221-4936 (直通)

(参考資料 1)

事 業 者 概 要

事業者名	のしろエネルギーサービス株式会社
本社所在地	秋田県能代市
代表者名	羽田 秀幸
事業譲受年月日	平成14年10月1日
資本金 (円)	200,000
従業員数 (人)	17
需要家戸数	3,590
ガス販売量(千 m^3)	585
ガス売上高 (円)	165,984
供給区域	秋田県能代市

注 1) 資本金、従業員数、需要家戸数(取付メーター数)は、平成21年11月末現在です。

注 2) ガス販売量(50MJ(11,900kcal)/ m^3 換算)、ガス売上高は、平成20年度決算によります。

注 2) 供給区域は、市町村単位で示しました。

(参考資料 2)

新たな「原料費調整制度」への移行について

原料費調整制度とは

原料費調整制度は、事業者の効率化努力のおよばない原料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させると同時に事業者の経営環境の安定を図ることを目的とし、平成8年1月に導入されました。

これまでの原料費調整制度（原料がLNGの場合）

現行の原料費調整制度は、2四半期前の貿易統計における各原料の輸入価格に基づき、平均原料価格を算出し、基準平均原料価格からの変動額を基に、四半期ごとに、料金を自動的に調整する仕組みとなっています。また、自動的に調整される料金の幅に一定の上限（基準時点の+60%）が設けられています。一方、下限値は設定されていません。基準時点の原料価格と比べて、変動が一定の範囲内（±5%以内）に止まる場合には調整が行われない仕組み（非調整バンド）となっています。

制度見直しの概要（平成21年3月1日改正）

原料価格の変動をより迅速に料金に反映させるとともに、料金変動を平準化するために、料金反映までの期間を1ヶ月短縮し最短である2ヶ月とした上で、3ヶ月分の平均原料価格を毎月反映する仕組みとします。また、上限値の設定については変更はありません。非調整バンドは廃止します。

のしろエネルギーサービス株の原料費調整の仕組みは以下の図のとおりです。

イメージ図：のしろエネルギーサービス株の例



平成22年2月検針分に適用する料金については、貿易統計値発表後、ホームページにてお知らせします。